

平成28年(ヨ)第1号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行禁止仮処分命令申立事件

債権者 岩下和雄 外

債務者 長崎県 外1名

第2準備書面

(保全の必要性(保全の緊急性)について)

2016年(平成28年)7月9日

長崎地方裁判所佐世保支部 御 中

債権者ら訴訟代理人

弁護士 馬 奈 木 昭 雄

同 板 井 優

同 平 山 博 久

外

第1 総論

保全の必要性に関する債務者市および債務者県の主張は、以下の3点にまとめられる。

- ① 現在着手している工事は、債権者らの所有地以外の土地で行う工事であるから、債権者らの権利侵害はなく、保全の必要性がない(別紙工事目録1(1)および(3)の工事について)
- ② 未着手の工事についても、債権者らの所有地以外の土地で行う工事の場合には、債権者らの権利侵害はなく、保全の必要性がない(別

紙工事目録 2 (1) ないし (5) および 3 (2) の工事について)

- ③ 用地未取得の箇所にかかる工事については、工事の前に土地収用手続きが行われるのであり、用地取得すらなされていない以上保全の必要性がない。

この債務者らの主張に対する債権者らの反論は、以下のとおりである。

すなわち、そもそも、債権者らが続行禁止を求めている工事は、石木ダム建設に関わる各工事であって、県道付替道路工事のみではない。そして、石木ダム建設に関わる各工事が行われることによって、債権者らの権利利益が侵害されるのである。

また、債務者らは、債権者らが主張する権利侵害につき所有権侵害のみを想定していると思われるが、債権者らが主張する権利侵害は所有権侵害のみをいうものではない。

そして、現時点では未着手の工事でも、入札が行われていたり、土地収用手続きが行われている現状からすれば、すぐに着手されることおよびその可能性が高いことは、これまでの訴訟内外での債務者らの対応から明らかであり、保全の緊急性が認められる。

第 2 石木ダム建設工事の概要と被保全権利

- 1 債権者らのうち、水没予定地周辺の居住者の居所、所有地の位置関係については現在取りまとめ中であり、完成し次第提出する。
- 2 そして、申立書 18 頁以下ですでに述べているが、債権者らが続行禁止を求める石木ダム建設事業に関連する工事によって侵害される権利は所有権に限られない。債権者らが主張している被保全権利は、こうぼるの土地で生き続ける権利であり、その土地での豊かな自然と恵みを享受しながら生活を営む権利であり、そのような生活を選択する自由であ

る、尊厳ある生活を続ける権利である。また、生命・身体の不安におびえず平穏に生きる権利であり、税金を有効かつ適切に利用される権利である。

石木ダム建設に関連する各工事は、石木ダムによって水没する範囲を囲むように付け替え道路を敷設し、石木ダム本体を建設して、水没予定地を水没させる。そのため、石木ダム本体工事だけでなく、付け替え道路工事を行うこと自体も、こうばるの地域を水没させる工事を行うことであり、ひいては債権者らの権利・自由を奪う工事を行うことに他ならない。

そのため、現在着手されている県道付け替え道路工事が進むごとに、当該道路によって区切られた土地が水没地となり、債権者ら特に居住者らがこうばるの地で生活することができる時間が削られ、その土地で生活をする権利が奪われていく。本件において、付け替え道路工事は、単に道路を通すことを意味するのではなく、債権者らの生活を奪い、一つの集落を消滅させる工事を意味する。

また、石木ダムが建設されなければ無駄な道路である付け替え道路を現段階で敷設することは、石木ダム建設にかかる事業認定が取り消された場合にはすべて税金の無駄遣いとなる点で、税金を有効かつ適切に利用しているとはいえない。

第3 強制収用手続きの進捗と石木ダム建設事業関連工事の進捗見込み

石木ダム建設事業に関連する工事のうち、県道付け替え道路工事（平成28年3月11日付訂正申立書別紙工事目録1（2）、乙8④）についてはすでに一部の業者によって落札され、工事着手されている（乙8）。そのため、このまま工事が進められると、まもなく県道付け替え道路が完成することとなる。

また、町道付け替え道路工事についてはいまだ施工業者が決まっていないうのであるが、今後、債務者県が、町道付け替え道路工事を進めていくことは明らかである。

このことは、平成28年5月11日、石木ダム建設事業の事業認定にかかる土地のうちこれまでに土地収用裁決申請を留保していた残りの土地家屋すべてについて、土地家屋の収用裁決申請を行ったことから明らかである。そして、この収用裁決申請は、同年6月10日、長崎県収用委員会に受理された。

そうすると、このように債務者県および債務者市が石木ダム建設事業を遂行する姿勢をあらわにしている以上、石木ダム建設事業に関連する工事が今後一層進められることは明らかであり、それを止めるために保全の緊急性がある。

第4 総括

以上のとおり、石木ダム建設事業に関連する各工事はすでに着手されている。そして、このような大規模工事において、一部でも工事がすすむことは、それが既成事実化することによってその後の工事が一層強硬に進められるというのは明らかな傾向である。そうすると、債権者らの権利利益の保全には一刻の猶予もない状況であり、保全の必要性が認められる。

以上